

KiKo NEWS

高岡御車山祭



全面禁煙ホール 次々登場!～姫路、仙台で「地域初」
「たける君」帰国! 順調に成長

表紙の
はなし



高岡御車山祭

豊臣秀吉好みの黄金、漆をふんだんに使った御車山(みくるまやま)と呼ぶ山車7基が笛、鉦、太鼓の囃子によって富山県高岡市の旧市街を優雅に巡行する。毎年5月1日に行われる高岡御車山祭。7基すべてが国の重要有形民俗文化財、祭自体は重要無形民俗文化財に指定されている。

秀吉が1588年聚楽第に後陽成(ごようぜい)天皇と正親町(おおぎまち)上皇を迎えるときに使用した豪華な御所車が原型。この御所車を加賀藩初代藩主の前田利家が拝領し、2代藩主利長が高岡町民に与えた。江戸時代、金属工芸や漆工芸等が発達し商工業で栄えた財力で安土桃山文化の面影を残す芸術品が作り上げられた。高さ約9mの御車山は1.6～2mの車輪(表紙)の細部まで美しく飾られている。(N)

CONTENTS

5 May
2018

全面禁煙ホール 次々登場!～姫路、仙台で「地域初」	1
機構12年「今伝えたい設立と実態4」常勤顧問 伏見 勝	10
「たける君」帰国! 順調に成長	12
機構の窓から「豪雪とセンバツ」	14
店長に求められる知識「労務管理XIII」	15
銀世界の裏118「認定の夜」	18
賞品買取りの方法による換金 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28



2020年の東京五輪に向けて受動喫煙防止法案が閣議決定され、原案通りの施行となれば、ホールは原則室内禁煙となる見通しだ。こうした動きに合わせ兵庫県姫路市や仙台市で全面禁煙のホールが登場している。いずれも「地域初」を掲げ、快適な遊技環境をアピールしている。東京、大阪などではすでに同様のホールがオープンしており、社会情勢をにらんだ「禁煙」ホールへの切り替えは加速して行きそうだ。喫煙者5割と言われるホールのお客さんたちの反応はどのようなのか。ホール現場の実情を報告する。

全面禁煙

姫路、 仙石で

ホール

「地域初」

登場!

「兵庫県初 全館禁煙のパチンコ店」

ヴィーナスギャラリー 姫路Ⅱ

CLEAN
GREEN

兵庫県初
全館禁煙の
パチンコ店

グランド
オープン

空気がキレイ。
深呼吸ができる
心地よいパチンコホール

パチンコ＆スロット
Venus Gallery
ヴィーナスギャラリー
姫路Ⅱ店

全面禁煙ホール 次々登場! 姫路、仙台で「地域初」



ヴィーナスギャラリー姫路II

ノボリ▶



電光掲示板でもアピール



飾磨街道の表示

兵庫県で全面禁煙ホールとなったのは、「ヴィーナスギャラリーグループ」(溝江多佳子社長、本社・福岡市)傘下の「ヴィーナスギャラリー姫路II」(田中大輔店長)。姫路市飾磨区(しかまぐ)にある複合店で、パチンコ150台、スロット240台を設置している。どんな地域でお客様の反応はどのようなのか。3月末、現地を訪れた。東京から新幹線で姫路、山陽電気鉄道に乗り継ぎ、3駅目が飾磨駅。徒歩で店舗に向かう。交差点に「飾磨街道」の道標が立っている。生野銀山から姫路港に鉱物を運んだ旧街道で、往時が偲ばれる。地名も恵美酒(えびす)と何やら心暖まる感じを受ける。同鉄道の踏切を渡り、右に折れると県道62号線沿いに店舗が見えて来る。晴天。最高気温22度。

敷地中央にアーチが立ち、電光掲示板に「兵庫県初 全館禁煙のパチンコ店」の文字が浮かび上がっている。





広い敷地内に3店が入る



店長の田中さん



正面入口

「より快適な時間を」 広大な敷地に 3ホール

ここは同じ敷地内で系列3店が営業している。同店の他、「ヴィーナスギャラリー姫路」と「スロパラⅢ」がある。面積は6000坪。県道側から見ると一番右手にあるのが「姫路Ⅱ」になる。同店正面入口を入ると「CLEAN×GREEN」の標語が入ったオブジェやポスターが飾られ、「大きなチャレンジ」といたしまして、より快適なお時間を過ごしていただく事をコンセプトにグループ初『全面禁煙』（略）店舗と致しました」というお客さんへの説明が掲げられている。「COS・BO」等の電子タバコも含まれます」の文言も入っている。

ホールに足を踏み入れるとブルーのジャンパーに野球帽の男性や黒のトレーナーにバッグを下げた主婦らしき女性らが遊技機に向かっている。各島の上部に「タバコの臭いが無い禁煙パチンコ店」のノボリや「空気がキレイ」などと書かれた垂れ幕が目に入る。トイレをのぞいて見るとここにも「全

全面禁煙ホール 次々登場! 姫路、仙台で「地域初」

島の上にも表示が



ホール内



トイレにも禁煙の表示が

「よく作ってくれた」の声
お客さんは
3店合わせて微増

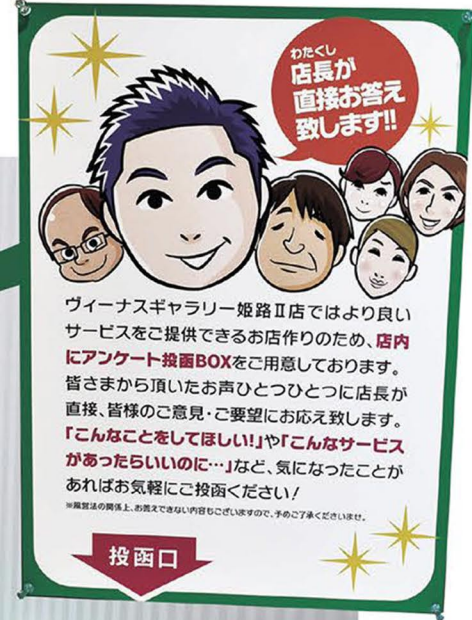
お客さんの反応はどうだったのか。

3店を統括する「イクティス姫路」社長の大田和昌さんは「ホール内に立っていると女性のお客様から『よく作ってくれたわね』と声を掛けて頂いたり、環境が良くなったと言って頂いたりお褒めの言葉が多かったです」、田中さん

館禁煙」の表示があった。無論、喫煙者のための「喫煙コーナー」があり、ガラスの壁に囲まれた部屋に灰皿と椅子が据えられている。この日は茶色のシャツを着た男性が1人いるだけだった。

グランドオープンは昨年12月。スロット専門店を複合店にし、全面禁煙とともに各台計数機を導入した。店長の田中さんは「昨年夏から月2回程度アンケートを行ったのですが、お客様の50%が喫煙者という結果でした。リスクはあったのですが、新たな客層の開拓を目指して禁煙に踏み切りました」と話す。

全面禁煙ホール 次々登場！姫路、仙台で「地域初」



カウンター



カウンターにもお知らせが

緑と花が目立つ▼▼



喫煙エリア
SMOKING AREA



喫煙室



も「服や髪に臭いがつかなくなっ
た。快適になったとの声をお聞き
します」と話す。

お客さんは減らなかったのか。

田中さんは「3店合わせて微増
というのが実情です」と解説する。
同店から足が遠のいたお客さん
もいれば、新たに来店してくれる
お客さんもいた。リスクはあった
のだろうが、新しい環境を受け入
れてくれる層がかなりあったとい
うことのようにうだ。

時代の変化と 顧客ニーズ 日頃から ナマの声を聞く

同グループが禁煙ホールオープ
ンに踏み切った理由は3点ある。

1つ目は厚労省の受動喫煙防止
対策など喫煙に対する世間の受け
止め方の変化である。禁煙の需要
が高まり、ホールも例外ではな
くなって来ているため、時代に合
わせた「お客様のニーズ」を取り
入れる。2つ目はトップと現場の強
い意向。グループでは、来店者に
快適な環境を提供することを企業
理念としており、これに沿ったも



白い城壁が陽光に輝く姫路城

姫路の繁華街



姫路城周辺は禁煙



花見客で賑わっていた

店長のアンケートボックス



アンケートと回答が貼り出してある

のだった。3つ目はやはり広い敷地内に3店を擁し、禁煙店舗から離れたお客さん達を吸収出来る態勢があったことが挙げられる。

敷地には樹木や花が植えられ、東屋も設けられている。そこには灰皿が置かれ、喫煙者にも配慮している。ホール内には「お客様の声にお答えします」という「店長アンケートBOX」が置かれ、壁に「返信ボード」が設けられている。「室温が高い」とか遊技機を

入れてほしいとか様々な声が寄せられ、これに店長が回答する形で、過去のやり取りはファイルしていつでも読めるように並べてある。

日頃からお客さんたちの「ナマの声」を聞き、ニーズを把握する。こうした蓄積が禁煙問題でも生かされているように見えた。

世界遺産・姫路城 周辺は 路上喫煙禁止

電車で姫路に引き返した。世界遺産で国宝でもある姫路城はちょうど桜の満開と重なり、観光客で賑わっていた。羽を広げた形に似ているため「白鷺城」とも呼ばれるお城は白い城壁が陽光に輝き、優美な姿を見せていた。城内に入るにも30分待ちの混雑ぶり、中国やヨーロッパなどからの人たちがお城や桜にカメラを向ける姿が目立った。

JR姫路駅からお城に通じる大手前通には「路上喫煙禁止区域」の表示があった。お城周辺の地図が描かれ、「姫路のまちを美しく」の文字が入っている。観光客が多い地域だけに規制も厳しそうだ。7

繁華街に全面禁煙ホール

ダイナム宮城仙台一番町店

宮城県で全席禁煙を打ち出した
のは仙台市の「ダイナム宮城仙台
一番店」(関谷信貴店長)。パチン
コ213台、スロット112台を

ダイナム宮城仙台一番町店

設置する複合店で、広瀬通り沿いのビルの地下にある。同市の繁華街の一角にあり、昨年12月に禁煙に踏み切った。禁煙パチンコポータルサイトによると、全面禁煙ホールは同県内で初となっている。

コ・スロットを楽しんでいたきたいという想いから「全席禁煙にしたと説明している。また、ホール側から喫煙室方向に一定の空気の流れを設けるなど配慮をしているという。

同社の全面禁煙店舗はこれで全国26店となった。

フロアや仕切りで分煙 カレイド新宿店など

喫煙に対する厳しい目に対応するため、遊技業界では様々な取り組みが行われてきた。

東京 新宿の「カレイド新宿店」は96年7月にいち早く禁煙フロアを設けた。全面禁煙ではなく、フロアごとに喫煙と禁煙を分けたのだ。地下と1階は喫煙、2階を禁煙とし、階段にエアーカーテンを設け、煙などが上階に流れないように配慮した。男性の喫煙率が6割近い頃で、禁煙フロアが定着するまで4、5年かかったという。現在は2階のスロットだけが喫煙で、1階、地下は禁煙になっている。

また、フロアを壁で2分割し、喫煙、禁煙を分けたホールもある。



喫煙ルームを紹介する宮崎アシスタントマネジャー





カレイド新宿店



◀ホールに貼られた喫煙マーク(横浜市で)

ホールは原則禁煙に 受動喫煙防止法案

マルハン是全席禁煙店のほか、仕切りによる分煙店、空調による気

圧や気流でゾーンを分ける店舗など対策を打ち出している。

政府は今年3月、「受動喫煙防止法案」(健康増進法の一部を改正する法律案)を閣議決定した。施設管理者らに受動喫煙防止を義務付け、最大50万円などの罰則が付くもので、2020年の施行を予定している。

法案では、医療機関、学校、行政機関は敷地内禁煙とし、飲食店は原則屋内禁煙(喫煙室設置は認める)などとなっている。ただし、客席面積100㎡以下で、個人経営か資本金5000万円以下の中小企業が経営する既存の飲食店は

喫煙、分煙などの表示をすれば喫煙を認めることになっている。ホールは飲食店同様の扱いになる見通し。

ホールの場合、100㎡以下の規模の店舗はほばないと見られ、禁煙の縛りがかかることになる。

受動喫煙防止の動きは、東京都千代田区が02年10月に罰金を適用した全国初の「路上喫煙禁止条例」(安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例)を施行したのを皮切りに全国に広がった。条例は、都内をはじめ札幌、名古屋

屋、京都など自治体全域や地域を限定してなど様々な形で制定されている。また、神奈川県では07年に「禁煙条例」(公共施設における受動喫煙防止条例)が成立、兵庫県が続いた。ただ、ホールは努力義務などという形で全面禁煙を求められることにはならなかった。

今回の法案ではより厳しい条件を付けられるわけで、ホール内に喫煙室は設けることは出来るが、規模の小さいホールではそうしたスペースを確保できるか難しい面もあり、厳しい対応を迫られることになりそうだ。

喫煙者半減！ JT調査この50年で

JTの全国喫煙者率調査(2017年)によると、成人の平均喫煙率は男性28・2%、女性9・0%となっている。男性の場合、1966年のピーク時は83・7%(女性18・0%)の喫煙率だったから、半世紀で55ポイントも激減したことになる。

年代別では40歳代(男性36・7%、女性13・7%)が1番多く、

60歳以上(男性21・2%、女性5・6%)が低かった。

厚生労働省の国民健康栄養調査では2014年の喫煙率は19・3%(男性32・2%、女性8・2%)。国立がん研究センターによると、重度喫煙者(1日21本以上)は男性15・2%、女性5・5%で03年以降減少しており、軽度喫煙者(同1〜10本)が増えているという。

今伝えたい設立と実態

常勤顧問 伏見 勝



特別扱いの要請

某団体の幹部から声をかけられたのはパーティーの席でだった。

「実は検査の話だが、自分の地区は検査の実施を事前にホールに報告せ、閉店後に行っている。その通りやつてもらえないだろうか。理事会でそう責められて困っている」と言うのだ。

「いや説明したとおり全国一律のやり方でやらないと公平ではなくなる。だからあなたの地区だけ特別扱いは出来かねる」と丁重にお断りしてご理解いただいた。

と思ったのだが、また数か月して今度は地元の役員数人とやはりパーティーの席で同じことを要請された。機構としては同じ説明をしたところ「ほらやつぱり駄目だろう」と同行した役員に言っていた。つまりとところ自分で説得できなかったため機構に直接話させたという事のようなだった。

悪いが、この幹部は機構設立の際の有力な推進者だと自称していた。全国のホールが機構あてに提出している誓約書の原案作成にだって直接ではないとしても関わっていたのではないだろうか。

とするとどうして「特別扱い」なの申し入れをしてくるのだろうか。不思議に思ったものだ。

また別の団体の幹部からもこんな電話を頂いた。

「新しい店を出すため遊技機の発注をしたところ、機構への誓約書の提出状況について質問された。オープンも決まっているし、急いで誓約書を出したいのだが……」。

お互い顔を知っている仲だから便宜を図ってほしいという頼みだった。これもOKを出すわけにはいかない。顔など知らなくても所定の手続きをしてもらえば、と説明し無事問題は解決した。

噂の中で検査始まる

検査活動を始めようとしているやさき業界の人からこんな話も聞かされた。

「誓約書に記載された誓約内容について不備があり、これでは立ち入り検査は出来ないのではないか」(誓約書については何が不備なのか具体的な指摘はなく何が不足なのかはいまだに不明だ)。

「1万4000店舗(当時のホール数から誓約書を集めるのは時間的にもむりではないか」など)。

「あなた方には不正機の発見は無理だからホールを恒常的に回ることが大事。発見よりも回ることに意義がある」。

かなりの数の人が言っていると言うのだ。

また検査開始と同時に流れ出したのは

「本当にできるのか」「技術的に無理ではないか」「少人数で少数台の立ち入り検査をやっても実効性はあがらないのではないか」「営業時間中に立ち入り検査をやるとお客とトラブルになる」「AMマークと同じになるぞ」などなど。

こんな根も葉もない噂の中で検査は始まった。幸いなことにホールの責任者たちは、こちらの説明に納得して立入検査事業は順調に進み、おかげで平成19年度は全国767店舗、すべて営業時間中に検査を行うことが出来た。

噂にあった遊技中のお客さんからクレームを付けられることもなかった。もちろん3巡目に入ったいまとは違って「名前を名乗らないのは何故か」とか「全部の台を調べてゴトにやられていないか検査してくれ」という話は多かった。

機構本部へも問い合わせが

一方機構本部への問い合わせも多かった。各ホールからのもので「機構は何をするところか」「何を目的に検査するのか」「検査を拒否するとうなるのか」「検査は全日の組合員でない」と不利益を被るのではないか」「狙い撃ちをするのではないか」等あらかじめ予測された問い合わせが多かった。

検査の始まる以前に機構の成り立ち、目標、検査方法などは各団体に数回説明し、団体側からは「全国のホテルに遊技産業健全化推進機構の趣旨を徹底した」という返事をもたらしていたが実態はそれとは違っていることが前述の検査員や機構本部への問い合わせでお分かり頂けたかと思う。

やっぱり…

こんな状態の中でスタートした立入検査は続き、毎日検査員から報告が上がってきた。ホール側の取り組みは地区によって格差があり、以前から県の不正対策が進んでいてホールの対応も立派な地区やそうでない地区もあることなどホール側の実態もわかりだし検査

がスムーズになったと言えるようになった。しかし、どうにも理解に苦しむ問題が持ち上がった。一つは検査の種類についてである。検査は機構だけではなく

① 行政立入

② 全日遊連

③ 各都府県方面遊協

も検査を実施している、と事前の説明もし、誓約書にも書かれていたのだが「検査は機構だけか」という問い合わせが続いたことだ。

ホールにとって立入検査は、対お客さんという点でも非常に重要だと聞かされていたのだが、その検査への理解度がこの程度で大丈夫なのか、とつねに不安はあった。案の定問題は起きた。

某地区で起きたことだが、当該都道府県警察の行政立入を「機構の検査」と勘違いした、というものだった。もちろん後日、警察から厳重注意を受けたようだが、我々も警察官や県遊協の協力でやっと検査にこぎつけるケースも起きていた。いずれも警察庁にも報告があったようだが後日、笑い話で担当官から聞かされた。

もう一つは経営者たちの関心度の問題だ。当初のホールとの混乱

は時が解決してくれたが長く尾を引いたのは経営者たちの無理解だったことだ。検査員がホール責任者と交渉検査を始めようとした矢先に経営者が「まかりならん。名乗らないやつはゴト師と同じだ」と検査に協力できないと言いつたり、ホール責任者を叱つたりするケースもあった。これも詳細はお知らせできないが某地区の検査では経営者が110番通報しパトカーが駆けつける騒ぎまで起きていた。

警察と県遊協の指導等でどうやら検査は無事に始まったが、ホール責任者とのトラブルはほとんど起きず経営者が立ち会ったときに起きやすくなっている。

もちろん完全に理解していただいておりますがスムーズな検査ができることが多いのは言うまでもないが概して経営者の方が従業員より機構の検査そのものを存じない方が多かった。

こうした無理解や根も葉もない噂話の飛び交う中で検査は着々と進みホールの協力があって翌年は全国2995店舗の検査を行う事が出来た。

「結果を教えろ」

「不正などやっていないだろう」「どこの県が一番悪いのか」「不正をしていた店を公表したらどうか」などなど予想通り団体幹部などから会った際にこう言われた。

不正機発見を公表しない理由は「捜査継続中である」「商売上宣伝に使われる」「所在地などを公表すると住所から店を突き止め、営業妨害に使う」など懇切丁寧に説明して納得していただいた。

それでも中には「悪い店を公表することで機構の働きが示せる。だから公表しろ」と迫られることまであったが「結果はお知らせできない」と丁重にお断りする日が続いた。

私たち機構の人間の誰もが願っていたのは、①不正のないこと、つまり法律違反がないこと ②立ち入り拒否のないことだった。

平成19年9月の検査を皮切りに不正機は残念ながら見つかったが立ち入り拒否のお店はなくホッとする気持があったのは事実だ。

だが、間もなく予想もしなかったことが連続した。

「たける君」帰国！

順調に成長

米国・テキサス小児病院で
心臓移植手術を受けた
京都府福知山市の後一尊君（2歳）は
3月14日、帰国した。
経過を診るため入院中だが、
順調に成長している。
米国でドナーとの出会いを待つ
子供たちもあり、
遊技業界などのさらなる支援が
期待されている。



帰国した尊君

食欲旺盛、動きも活発に
退院 心待ち

尊君は同日夜、伊丹空港に到着した。青のシャツに半ズボン姿で、顔にはマスク。ベビーカーに乗って到着ロビーに現れた。昨年11月に手術を受け、生検でも異常が見られず2月に帰国予定だったが、出発直前に発熱、延期になっていた。ご両親の充宏さん（34）、美優紀さん（27）は「機械につながっているチューブを気にせずに動き回ることが出来 辛い処置もありません。本当に嬉しい」と喜びを表していた。

尊君は大阪の病院に入院し、経過を見ているが、極めて元気。帰国当初は時差ボケや移動の疲れが見られたものの、回復し、まず寝返りが出来るようになった。そして、これまでご飯しか食べなかったのが食欲が増進。「おかずも食べるようになり、毎食、完食



赤い自動車でご機嫌



▲▼元気な尊君





伊丹空港に到着した尊君

しています」。動きも活発になり、ベッドの上をゴロゴロしているという。

「救う会」のホームページには、赤いおもちゃの自動車にまたがり、ご機嫌な表情の写真が掲載されている。退院し、福知山の自宅に戻る日もそう遠くはなさそうだ。

あやめちゃん

イースターの お面にご機嫌

ニューヨーク・コロンビア大学病院でドナーとの出会いを待っている川崎市の佐々木あやめちゃん（2歳）はノロウイルスに感染したが、回復し旺盛な食欲を見せ



イースターのお面をつけたあやめちゃん▲

ている。

感染したのは3月末、渡米してから約3か月の時期だった。それまで体調を大きく崩すことはなかったが、激しい下痢と嘔吐で寝られない日が続いた。食欲もなく、脱水を防ぐために点滴を行った。血液をサラサラにする薬の数値も変動し、装着している補助人工心臓のポンプに血栓が出来ないか防護服に手袋を着けた医療スタッフが細かくチェックすることが続いた。

「救う会」に4月4日に入った報告では、症状は収まり、「元気で病室の中で遊んでいます」。食欲も戻り、「食べられなかった分を取り戻すように本当によく食べています」というまで元気になった。

同月1日のイースターのお祭りでは、看護師さんたちがイースターエッグをプレゼントしてくれ、

自分で作ったお面をつけてご機嫌な様子だったという。

「しずくちゃん」

「ゆつくり

良い方向に」

同じ病院にいる神奈川県横須賀市の岡崎雫ちゃん（8歳）は3月に2度目の脳内出血があり、回復に努めている。

4月5日の「しずく日記」には、CTや脳波の検査の結果、「出血は

止まり、脳波に異常がないことが分かりました」との報告が記載されている。また心配された視野についても、「神経科の先生方から『少しずつ回復していくから心配いらない』とのお言葉を頂きました」という。

ご両親は「何度も遠回りし、少し時間はかかりましたが、ゆつくりゆつくりと良い方向に進んでいます」と現状を伝えて来ている。



雫ちゃん▶

祐綺ちゃん亡くなる

福島県東白川郡棚倉町の中川西祐綺ちゃんは3月21日、大阪府内の病院で亡くなった。2歳

1か月だった。



祐綺ちゃん

祐綺ちゃんは拡張型心筋症のため昨年7月、米国・コロンビア

大学病院で心臓移植手術を受け、成功した。しかし、帰国後に移植後リンパ増殖性疾患を発症し、闘病生活をおくっていた。ご両親は「娘は私たちのもとから空へ旅立っていきました。（略）あまりにも短い生涯でしたが、人の温かさに恵まれた素敵な人生を歩むことができました」と感謝の気持ちを伝えている。ご冥福をお祈り致します。

機構の窓から

豪雪とセンバツ

今年は日本海側、北海道と、大雪に見まわれ被害が大きかった。

古都金沢でも、2月上旬に積雪74cmを記録。昭和38年（1963年）のサンパチ豪雪に匹敵する大雪となった。

今年の豪雪に、80年代の数年間、取材で出かけた北信越の高校野球部を思い出した。

雪の中で練習するセンバツ大会出場校の事前レポートのために出かけていたのだ。中でも、常連だった金沢市の「星陵高校」は思い出深い。

雪を踏み分けながら訪ねると、いつも球児たちは体育館で元気に練習していた。

当時の監督、山下智茂さんは研究熱心な指導者だった。毎年、工夫して新しい練習方法、戦術を取り入れていた。松井秀喜選手を育てたことで知られるが、私が取材で通ったのはその前だ。

監督の言葉も忘れがたい。

「甲子園に行くまで、我々はごらんのように雪の中で練習です。甲子園に乗り込んで、グラウンドを歩くと、スパイクがサクサクと土にめり込む。プーンと土の匂いがするんです。僕たちは、甲子園で初めて春を感じるのです」

北信越のチームは、当時は確かに雪のハンデが大きかった。新潟の下越地方の新発田農業高校の監督だった安田辰昭さんから聞いた話は、「豪雪の中では、野球のことも考えられないのです」という一言だった。生徒は通学するのがやっと、野球練習ができるなど想像すらできない。

監督によると、雪国育ちの子どもたちの身についた振る舞いも、野球に向いていない。小さいころから、雪道で滑らないようゆっくり慎重に歩くように教えられる。野球は、ひとつ先の塁を目指して、すばやい積極的な動きが要求されるから正反対なのだ。

監督は、春になって練習試合で関東に遠征したと

きは、選手たちを分けて山手線に乗せ、指定した駅で待ち合わせするという練習をしたそう。ほんやりできない、次の停車駅は、と緊張させる、野球の上達のために、そんなところから始めたのだった。

星陵の山下監督は、1979年、夏の甲子園大会で箕島高校と伝説の延長18回の熱戦を戦っていた。

先攻の星陵は延長12回に敵失で2-1と勝ち越すが、その裏本塁打で追いつかれる。16回、再び勝ち越すが、その裏選手のスパイクが人工芝にひっかかってファウルフライをとりそこね、直後同点弾を浴びた。18回に満塁の好機をつかんだが無得点。その裏、箕島の選手がヘッドスライディングで生還、サヨナラ負けした。試合時間3時間50分、試合が終わったのは、夜の7時56分だった。

監督に話を聞くと、試合途中で点灯したカクテル光線が強く印象に残っていた。宿舎に戻っても、選手も監督も興奮して寝付かれず、監督が声を掛けて、皆で浜辺に向かい、相撲などをとってクールダウンしたのだという。

帰郷のバスで、ウトウトしながら監督は、だれかに追いかけるような恐ろしい夢ばかり見ていたとも話してくれた。激しい戦いの後の、生々しい心境に触れた想いだっただ。

いまでは「甲子園最高の試合」と称えられている。和歌山・箕島とともに、この試合が選手、監督、野球部のその後の大きな自信になったのは間違いない。

安田監督は、雪国の生徒たちの新発田農を率いて、80年、81年と夏の甲子園に出場、強豪の広島商、東海大甲府を破る大活躍をして高校野球ファンをわかせた。

こんな次第で今年は強豪校より、雪国のチームが気になったが、やはり大半が初戦敗退。石川県から出場した2校、日本航空石川（輪島）と星陵だけが奮闘して連勝した。ベスト8まで勝ち進んで勢いは止まったが、球児たちは相当頑張ったな、と思った。

（求）

一気7点逆転
23年ぶり1勝
1-2の3回に打て
で7得点の猛攻で
逆転。春は
刊

センバツ

石川勢旋風

星陵・航空石川

大雪はねのけ8強



星陵 確信ストリート

奥川伸投手

日本航空石川の初勝利（1979年）



店長に求められる知識

労務管理XIII

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

不規則、長時間、過重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前といわれたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心に改善が見られ、他業種と比較して福利厚生面でも充実した企業が増えてきました。パチンコ店が「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していくうえで、根幹となるのが「ヒト」です。「ヒト」を効率的に活用して店舗の生産性を高めるのです。そのために労働条件や待遇、職場環境などを適性に管理することを労務管理といいます。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働ける環境を整備していなければなりません。また昨今では、コンプライアンスの視点からも、正しい労働法規の知識に基づいた適正な対応や行動に注力され、企業の信頼を高めるための労務管理が求められています。

今回は、パートタイム雇用のスタッフ、いわゆるアルバイトスタッフに関わる内容について取り上げます。効率的な人員配置を考え

ると、パチンコ店にとってパートタイム雇用は必須でしょう。時給のほかにもパートタイム雇用にまつわる管理は多岐にわたります。管理者としていまいちど知識を整理しておく必要があります。

ここからは、問題を解きながら解説していきます。

代表的な労働法規

労働基準に関する法律		労働関係に関する法律
労働基準法	労災保険法	健康保険法
最低賃金法	家内労働法	厚生年金保険法
障害者基本法	労働安全衛生法	国民健康保険法
男女雇用機会均等法	育児介護休業法	国民年金法
パート労働法	労働契約承継法	介護保険法
労働審判法	公益通報者保護法	雇用保険法
労働契約法		労働者派遣法
	ほか	ほか

労災認定要件

【問題】

次のうち、労災保険の適用を受けられないケースはどれか。

【選択肢】

a：アルバイトスタッフが業務指示による競合店調査の途中、本人の不注意で交通事故にあった。

b：社員が業務終了後、退職するアルバイトスタッフをねぎらうために居酒屋に行き、階段を踏み外してけがをした。

c：1日だけ採用したアルバイトスタッフが、お客様にコーヒーを運んでいる際に手元が狂ってやけどをした。

d：社員がアルバイトスタッフに対して度重なる遅刻・欠勤を注意したところ、いきなり逆上され暴力を受けてけがをした。

【回答分布】

a：2・0% b：87・5%
c：3・5% d：7・0%

【正解と解説】

正解はbです。

この設問は、労働者災害補償保険法の業務災害を問う問題です。労働者災害補償保険法における業務災害の認定要件は、業務上の行為、且つ、業務時間内の行為と定義されています。選択肢bは、業務終了後の行為であるうえ、居酒屋での送別会は業務上の行為に該当しません。

万が一労災に該当するような事例があった場合、健康保険の適用範囲内で従業員の費用負担はありません。労災に該当するかどうかで治療に対する従業員の負担費用が変わります。管理者であれば、認定要件は確実に理解しておく必要があります。

パートタイム労働法

【問題】

パートタイム労働法や施行規則

則、パートタイム労働指針が2015年4月に改正された。パートタイム労働者を雇い入れた際に、明示しなければならない項目として正しいものはどれか。

【選択肢】

a：ユニフォームの貸与
b：セクハラ対策
c：パワハラの対策
d：相談窓口

【回答分布】

a：26・8% b：5・6%
c：5・6% d：62・0%

【正解と解説】

正解はdです。

パートタイム労働法施行規則第2条では次のように定められています。

「法第6条第1項の厚生労働省令で定める短時間労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 昇給の有無
- 二 退職手当の有無
- 三 賞与の有無
- 四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

このように、2015年の法改正で、パートタイム労働者を雇い入れた際に明示しなければならない項目として「相談窓口」が追加されました。パートタイム労働者の納得性を高めるための措置として、相談窓口の設置が義務付けられました。企業はパートタイム労働者に対して、相談担当者の氏名・役職、担当部署を明示する必要があります。相談窓口は経営者が担当しても構いません。

労働関連法

【問題】

アルバイトを社会保険に加入させなければならない労働時間の基準として、正しいものはどれか。

【選択肢】

- a：同種の業務を行う社員の4分の1以上
b：同種の業務を行う社員の2分の1以上
c：同種の業務を行う社員の4分の3以上
d：採用時点で加入が義務付けられている

【回答分布】

a：12・2% b：14・7%
c：51・5% d：21・6%

【正解と解説】

正解はcです。
パートタイム労働者については、次のいずれの要件にも該当する場合には原則として社会保険に加入させる必要があります。

●1日または1週の勤務時間
が、その事業所で同種の業務
を行う一般労働者の所定時間
のおおむね4分の3以上であ
ること

●1ヶ月の勤務日数が、その
事業所で同種の業務を行う一

般労働者の所定労働日数のお
おむね4分の3以上であるこ
と。

社会保険において、所得税の扶
養に係る賃金の額による基準
は存在しません。たとえば、夫の
扶養となっている主婦をパートタ
イマーで採用した場合も、勤務時
間の該当要件を超えれば社会保険
に加入させる必要があります。

損害金徴収方法

【問題】

アルバイトスタッフの過失に
より店舗に損害を与えた場合、
損害金の徴収方法の組み合わせ
として、労働基準法上、正
しいものはどれか。（但し、
就業規則上の定めはないもの
とする）

- A：現金で支払わせた。
I：経済事情により分割で支
払わせた。
U：給与から損害金を差し引
くことで支払わせた。

【選択肢】

- a：ア、イ
b：ア、ウ
c：イ、ウ
d：全て正しい

【回答分布】

a：23・4% b：6・8%
c：32・0% d：37・8%

【正解と解説】

正解はaです。

労働基準法第24条で、給与は全
額支払わなければならないという
「全額払いの原則」が定められてい
ます。そのため、賃金から損害金
を一方的に天引きすることはでき
ないのです。

給与から差し引きできるケース
は、次のとおりです。

1 法令によって定められたも
の（社会保険料、税金、な
ど）

2 事前に就業規則で明示され
ているもの（購入代金、制
服クリーニング代金、住宅
費用、その他福利厚生費、

など）

事前に損害金の額を設定するこ
とは禁止されており、損害金を2
に当てはめることはできません。
「全額払いの原則」として法律で定
められた内容です。

コンプライアンスの観点からも、
管理者は正しく理解しておく必要
があるでしょう。

◆
労務管理は、「管理する」とことば
かりに目を向けがちですが、それ
だけではありません。「ヒト」と
いう経営資源を最大限に活かして
企業の利益を生み出すために、ど
のような働き方が適しているか、
どのように教育していくか、とい
った戦略的要素も多く含みます。
店舗管理者ともなれば、適正な
人材管理は、コスト削減だけでな
く、ひいては組織の活性化にもつ
ながっていくというような視点を
持って管理しなければなりません。
そのためにはまずは正しい知識を
身につけましょう。



「ええっ？これマジ？」

認定受付って、11月末までじゃないの？え？隣の県だと1月末……って、県によって違うんか!!」

会議に出席していた社長が資料を見ながら驚いていた。

独り言にしては、やたらと大きい声で。

たぶん、会議に出てた社員全員が、心の中で「おいおい、なに今頃言ってるの」とツツコミ入れたことだろう。

社員のみならず、遊技業界関係者なら誰でも知ってること、と言ってもいい。

それくらい、今の我々の業界では一番注目されていることで、目下一番の問題でもあった。

誰も何も言わないことに気付いた社長が「あれ？」という顔をして機械課の責任者のほうを見た。

「あれ？もしかして、みんな知っ

てた？」

「そうですね」

機械課の責任者は、なかなかのポーカーフェイスだ。

オレだったら、吹き出しちゃったかもしれない。

社長には、そういう憎めないところがある。

●
ウチの会社は、2県にまたがってパチンコホール店を数店舗経営している。

●
オレはそのうちの1つで、副店長をしている。

●
遊技業界には次から次へと難しい問題が降りかかってくるのだが、今の話は、平成30年2月1日施行の風営法施行規則等[※]のこと。

この施行により、今まで使ってい

た遊技機が使えなくなることになった。

しかし、法律が変わることですべての遊技機を変更しなければならなくなると、当然、ホール営業者は負担が大きくなるし、そもそも供給側の遊技機メーカーだって、新しい遊技機を開発・製造できる時間が足りない。

ということで、市場があまり混乱しないよう激変緩和措置？的なことで、一定期間は過去の遊技機を『認定機』として使用することを認める、ということらしい。

らしい、というのは、オレも難しい通達文書読んでもチンプンカンプンだったので、業界紙の解説とかでなんとか理解したから。

解説によると、実際、平成16年の規則改正時にも同様の対応がなされたのだという。

しかし、今回はその認定に関して各都道府県単位でかなり取り扱い

が違っていらしい。

社長が驚いた通り、隣の県は認定の受付が1月末までなのに対して、うちの県の受付は11月末までなのだ。

その他、細かな点まで含めるともっと違いがある、と聞いている。

で、うちのグループ内で「1月末までに申請すればいい店舗」と「11月末までに申請しなければならぬ店舗」が混在することになったのだ。

つまり、ウチの社内でもそれぞれ違う対応をしなくちゃならないわけだ。

今回は認定を受ける台数も多いから、認定作業を担当する機械課の連中は大変な忙しさになることだろう。

そう考えると、さっき機械課の責任者が冷たかったのも、ポーカーフェイスじゃなくて「笑いごとじゃないよ！」みたいな気持ちだった



たのかもな。

オレも認定作業の日は徹夜で大忙しになるだろうけど、それも1日2日の問題だものなあ。

機械課に同情した。

会議ではその後、営業課の責任者と機械課の責任者から認定作業に関する注意事項や実際の作業手順などが説明された。

これから始まる作業のことを考え、みんなが重苦しい空気になった。

社長が、そんな雰囲気を感じたのか

「いや、よく考えたらさ、みんな大変なんだけど、その中でもウチらホール側が一番ラッキーかもよ？」

だってさ、

うちの県警担当も忙しいのに数万台の遊技機の認定作業をやってくれるわけだし、

今回の規則改正に伴う認定作業で、メーカー側は当分の間、遊技機が売れない可能性もあるわけだ

し。

本当は11月までだけど、隣の県が1月末まで認められてるってのは、逆に作業が分散してラッキーってことだよな？」

確かに、そうだな。

ちよっと頼りないところもあるが、ポジティブで明るい社長は、結果的に今まで会社全体を良い方向に持っていてくれた。

これからもそうだろう。

少し気が楽になったのか、機械課の責任者が「最後にひとついいですか？」と発言を求めた。

認定する台については販社の社員つまり遊技機取扱主任者がきちんとチェックするはずだし、当社は長年の信頼に基づいてお付き合いのある販社さんとしか取引しないから大丈夫だとは思いますが…と前置

きしたうえで、

「今回は台数も多いので、各店舗とも不正対策に注意してください」

ということだった。

なんでも以前、ある回胴式遊技機の認定作業に伴い部品交換を行ったところ、あちこちの地区で問題が発覚したことがあったそうだ。

本来であれば、問題があるかもしれない基板を正規な基板に交換する作業だったのだが、その取付を行った中には悪いヤツが紛れ込んでいたようで……。

以降、うちのグループでは、点検確認はホールの管理者である店長だけでなく、手の空いている社員も可能な限り手伝うことになっている。

自分の店舗も、社員全員が一丸となって対応することになっている。

そして認定に伴う点検確認の日を

裏の銀世界



迎えた。

閉店後。

認定を行う全遊技機の点検は、それはそれは大変な作業だったけれど、適度に立会い者を交代したり手分けしたりしながら、スムーズにできたと思う。

なんとか、翌朝の営業時間前にはすべての作業が終わった。

「お疲れ様でした!!!」

みんな疲れた顔をしていたが、ホッと明るい表情をしていた。

「開店にはまだちょっと時間がありますから、少し休憩していただくさい!」

オレと社長は、休憩に缶コーヒーでも出そうかと事務所に戻った。

ところが。

大変なことが起こっていたのだ。



なんと事務所に固定されていた金庫が空に……。

金庫には昨日の売上金800万円が入っていたはずだった。

本来なら銀行の夜間金庫に入れるのだが、昨夜は幹部が認定作業に入っていたことから、昨日分の売上のみ金庫に保管し、当日分の売り上げとあわせて銀行に行く予定だったのだ。

もちろん本社の許可をとつてのことだ。

遊技機のチェックに気をとられ、事務所のセキュリティが甘くなっていたのだ。

しかも、販社の社員さんの出入りもあるだろうと気をきかせて、裏のドアのカギは一時的にかけてなかった時間もあることが後で判明した。

やってしまった……。

どう責任をとればいいのか。

せっかく認定作業の点検確認が終わってホッとしていた店長も、横で真っ青になっていた。

認定作業がこんな隙を生むなんて。それにしても、よくこんな盲点を見つけたもんだ。

が。

店舗的には大問題だが、ウチの店舗が最初のほうの作業日で良かった、とは考えられないか？

今から他の店舗にも「認定作業中に手薄になった事務所金庫にも注意!」と連絡することができる。

もううちのグループからは同様の犯罪は起きない!

……と社長のように前向きに考えてみた……。

この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いていますが、現実には存在する人物や事件とは一切関係ありません。

賞品買取りの方法 による換金

1

パチンコの

賞品買取りの方法 による換金

風営適正化法は、パチンコの賞品(景品)として現金又は有価証券を提供することや賞品の自家(直)買い等を禁止し(同法23条1項1号、2号)、また、多くの都道府県の同法施行条例は、賞品の買い取らせも禁止している(例えば、東京都の同条例7条2項2号)。この規制が、パチンコが刑法の賭博に関する罪(同法185条等)に該当する行為ではないことを担保する重要な意味をもつことは、説明するまでもない。

しかし、実際には、ホールとは無関係の第三者とされる景品買取業者(景品

2

行政は

賞品の買取りを どう見ているか

賞品買取りによる換金の実態を、行政すなわち規制を担当する警察庁はどう見ているのであろうか。

この点については、昭和59(1984)年12月13日の参議院地方行政委員会風俗営業等に関する小委員会において、刑事局保安部防犯課長が、賞品の買取りによる換金が行われていることを認めたとうえで、「…(風営取締法は)営業者

に対する規制で…それと全く関係のない人にまで規制を及ぼすというわけには実はいけない…」と、ホールと無関係の第三者による買取りであれば、法の適用外で規制が及ばないと答弁している。

時を経て、平成18(2006)年4月発行の「警察学論集」(59巻4号105頁)で、鶴代隆造生活環境課課長補佐が、「ぱちんこ営業の健全化を推進する取組状況について」平成16年7月1日以降の状況において、「…第三者が客から賞品を買い取ることが禁止されているわけではない。従って、現行の換金行為のうち、営業者と関係のない第三者が客から賞品を買い取るとは直ちに



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

違法となるものではない」としたうえで、ホールと無関係の第三者による賞品の買取りといえるかは、(ア)人的関連性、(イ)買取りの実態、(ウ)資金提供の有無等の個別具体的な事情により判断するとの見解を明らかにした。これは、第三者による買取りであれば違法とはいえないが、第三者を装う買取業者が、実はホールと人的・資金的なつながりがあったり、無価値な賞品を換金のツールとしたりしている場合が相当程度存在するとの認識を前提にした見解といえよう。

3

司法は 賞品の買取りを どう見ているか

司法すなわち裁判所が、判決の中で賞品の買取りに関する判断をした例は少ない。

そのうち、昭和59(1984)年の改正前の風営取締法下の判例ではあるが、東京地裁判決昭和58(1983)年3月30日は、三店方式を、ホール業者、卸業者及び買取業者の三者が協定した換金システムであるとしたうえで、このような三店方式に基づく買取業を営むために共同出資するという契約を締結

ことは、自家買いの禁止及び買い取らせの禁止(当時は共に条例で禁止されていた)を目的とするもので、「条例により禁止されている行為に加担するものであり、それ自体も射幸心を蔓延させるなど善良の風俗を害する危険性をもたらし得るもの」であり、公序良俗違反に該当し、無効であるとした(民法90条)。

この判決の見解を敷衍(ふえん)すると、三店方式そのものが三店＝三者の協定を前提とするものであるから、必然的にホール業者の換金への関与を意味すること、しかも、その三者の協定は、条例により禁止されている自家買い又は買い取らせを目的とするものであるから、公序良俗違反に該当するということになる。

視点は異なるが、大阪府交野市内のホールの近隣住民が大阪府を被告として風俗営業の許可の取消し等を求めた訴訟の第一審である大阪地裁判決平成24(2012)年11月27日は、買取所とホールは「社会通念上一体である」として、買取所が営業制限地域内にはみ出していることを理由に許可を取消した。これは、ホール業者と買取業者の営業面での一体性までを認めたものではなく、単に周辺の風俗環境という視点から、専用駐車場とホールとを一体

と見るのと同じ理屈に立つものである。

この訴訟では、買取所とホールは一体かという争点以前に、そもそも近隣住民が原告として許可の取消訴訟を提起できるのかという、「原告適格」の有無も争点となり、控訴審の大阪高裁判決平成25(2013)年8月30日は、近隣住民の「原告適格」を否定し、住民からの訴えを不適法として却下した。このため、高裁段階では、買取所がホールは一体かという争点についての判断は示されなかった。

この訴訟の一审判決の見解を敷衍すると、パチンコと賞品の買取りは密接不可分で、社会通念上、買取所はホールの一部をなす施設であるということになる。

4

立法は 賞品の買取りを どう見ているか

国民の選良たる国会議員からなる立法の府すなわち国会は、ストレートに国民の世論を反映している。

国会では、カジノを解禁するIR推進法案審議入りと時を同じくして、ギャンブル依存症対策の議論がかまびすしくなり、同法が成立した日(平成28

(2016)年12月9日に「IR推進法からギャンブル依存症問題を考える緊急シンポジウム」が参議院議員会館で開催された。

このシンポジウムに出席した各党の国会議員の見解は、初鹿明博衆議院議員(当時民進党)の「ギャンブルの問題はパチンコの問題と表裏一体で、避けて通れない」、「IRを進めていくなら、先ずこの問題にケリをつけるのが重要ではないか」との意見に代表されよう。要するに、パチンコは、依存症問題という視点からは、ギャンブルに外ならない、すなわち、パチンコと換金は密接不可分であるという見解の議員が相当程度いるということであり、これは、また、国民の世論或いは社会常識であると見てよい。

5

今後どのような動きが予想されるか

行政、司法及び立法という三権が、賞品の買取りをどう見ているかは、以下のように総括できるのである。

まず、行政は、換金が行われている実態を認めつつ、換金は、ホール業者から完全に独立した第三者である買取業者が行っている場合には法の規制の

枠外だが、ホール業者の関与がある場合には違法であるという、直球勝負の法律解釈を述べているだけである。建前論であると批判する向きもあるが、行政として、個別事案に踏み込まずに一般論を述べるのであれば、こう答えるしかないであろう。

これに対し、

司法は、個別の事案について、三店方式をホール業者、卸業者及び買取業者の三者の協定の上に成立するシステムであると認定したり、買取所とホールが社会通念上一体であると認定したりしているが、これは、訴訟という形で提起された個別の事案について、認定した事実法に法令を適用するという司法作用の特質が反映している。

最後に、立法は、換金の社会的実態に対する市民感覚或いは国民感情から、パチンコと換金は密接不可分であると

要するに、パチンコは、依存症問題という視点からは、ギャンブルに外ならない、すなわち、パチンコと換金は密接不可分であるという見解の議員が相当程度いるということであり、これは、また、国民の世論或いは社会常識であると見てよい。

見ている。

今後、IR実施法の制定に向けた国会審議の進展如何によつては、のめり込み(依存)問題を切り口に、賞品買取りによる換金の問題を、国会としても紋切り型の法律解釈から生まれるグレーゾーンに置いておくことは許さないだろうし、行政としても微温的な対応で済ませることはできなくなるであろう。

更に、ホール業界としても、換金が既得権益であるかのような思い込みから、早急に脱却する必要があるだろう。

ポイント

データでみるパチンコ業界

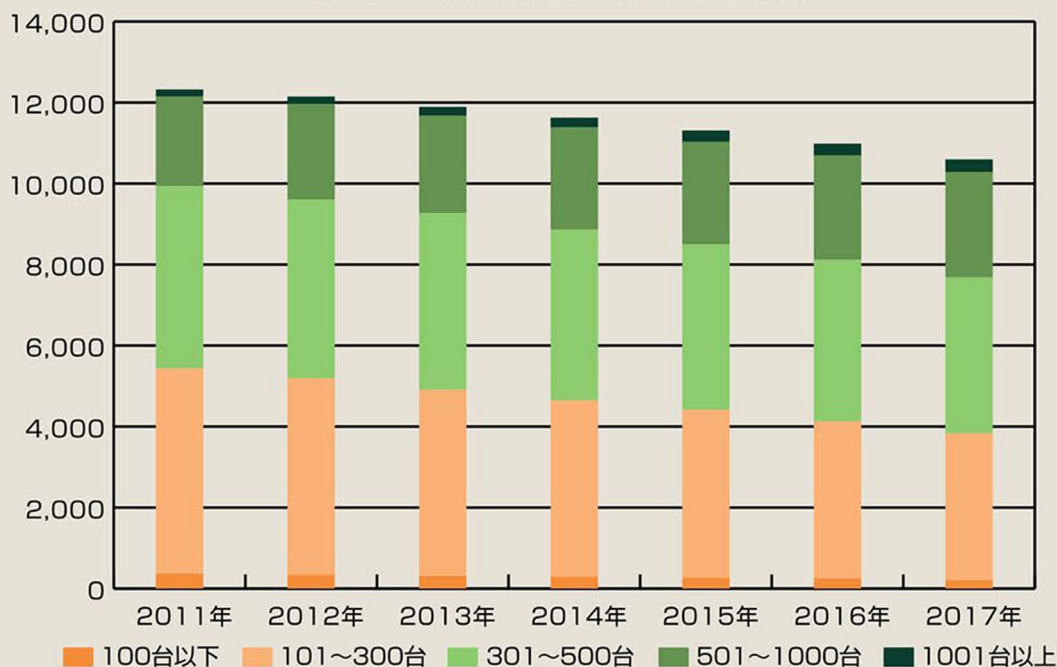
Yesterday, Today And Tomorrow

第130回

進む淘汰 足下を見つめる必要も

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

図1 ■ 遊技機台数別の営業所数の推移



出典：警察庁生活安全局保安課「平成29年における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」

小規模店が減少、
大規模店が増加

警察庁生活安全局保安課が「平成29年における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」を3月に発表し、昨年末の

営業所数と遊技台数のデータが明らかになりました。この基本データを分析してみましょう。

図1は「遊技機台数別の営業所数の推移」です。営業所数は全体的に下落しており、特に遊技機台数が少ない営業所ほど減少が激しくなっています。

その一方で、「501~1000台」と「1001台以上」の増加は著しく、2011年の調査では170か所であったものが2017年には309か所と5割近くにまで増えています。このグラフから小規模なパチンコ店が淘汰され、パチンコ店が大型化している現状が浮

き彫りになっています。

遊技機台数は 微減

図2の「遊技機台数推移」を見ると、2011年に458万台であった遊技機台数は2017年に444万台と減少はしているものの、営業所数ほどの激しいダウンにはなっていない。1000台以上などの大型店が増加したことで、店舗数が減少しても遊技機台数はそれほど変わらなかったのです。

内訳を見てみると、ぱちんこ遊技機は、2011年の311万台から2017年の275万台と36万台の減少でした。逆に回胴式遊技機は、2011年147万台、2017年169万台と22万台の増加となりました。ただし、回胴式遊技機も2016年から2017年の間に若干の減少を見せています。

参加人口、 市場規模は大幅減

営業所数と遊技機台数は、いわば供給側であるパチンコ店のデー

図2 ■ 遊技機台数推移

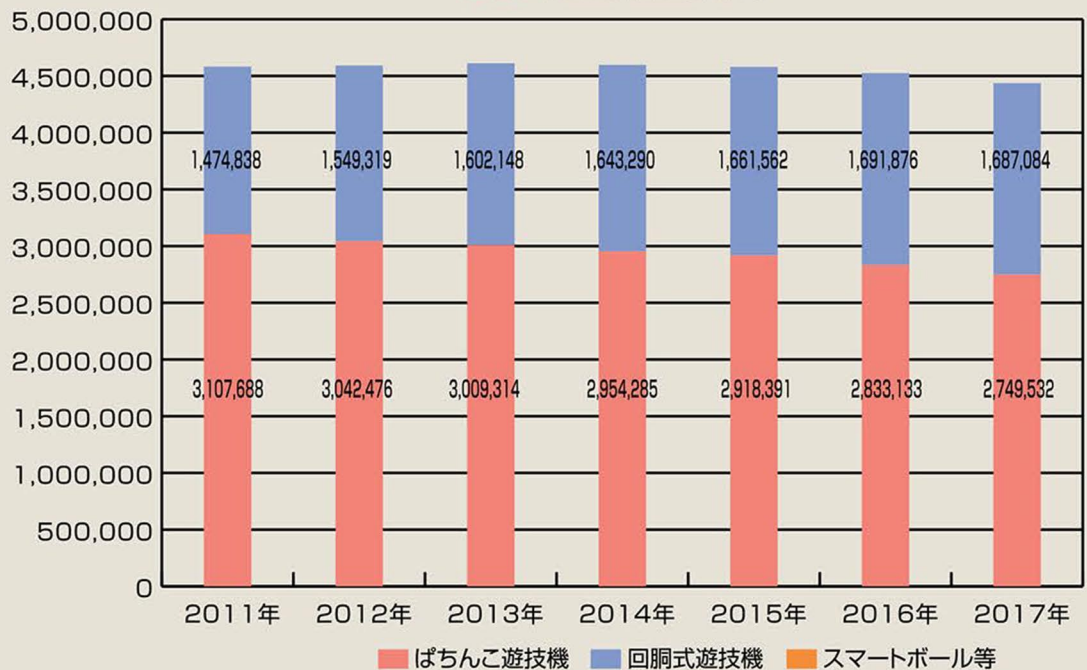
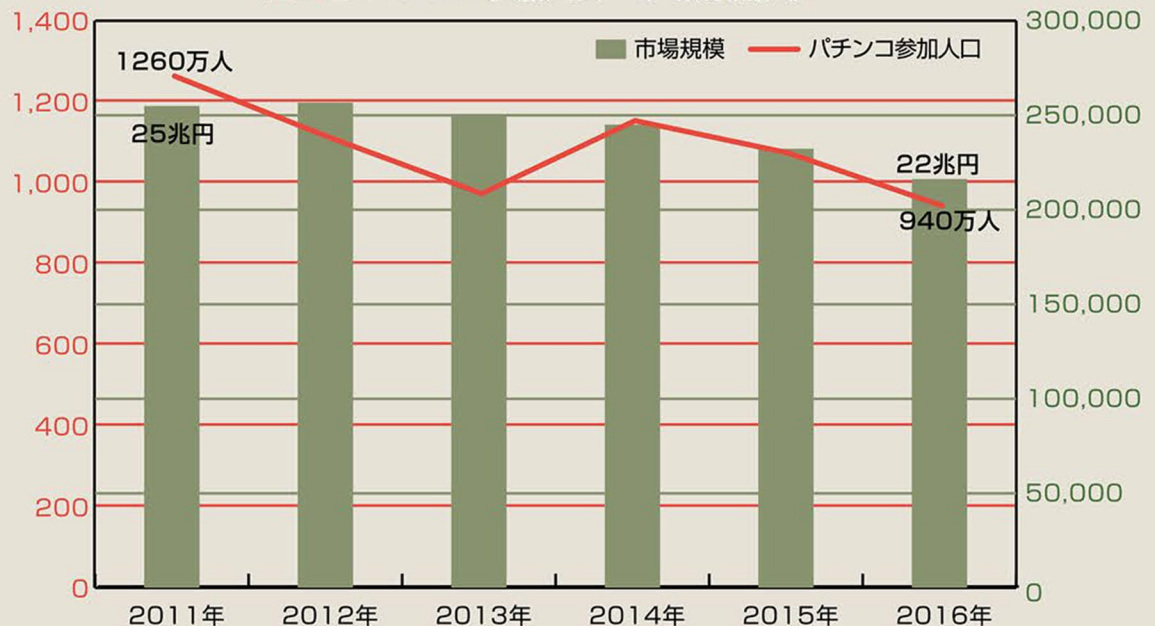


図3 ■ パチンコ参加人口・市場規模推移



タです。では、需要を示していると言える、パチンコを楽しむお客様に関連するデータはどのように変化しているのでしょうか。日本生産性本部の「レジャー白書」の

データを再確認してみましょう。図3は「パチンコ参加人口・市場規模推移」です。参加人口は2011年には1260万人でした。それが2016年には940万人

にまで減少。市場規模も2011年には25兆円だったものが2016年には22兆円にまで減少しています。明らかに需要は減少していると言えるでしょう。

進む淘汰 足下を見つめる必要も

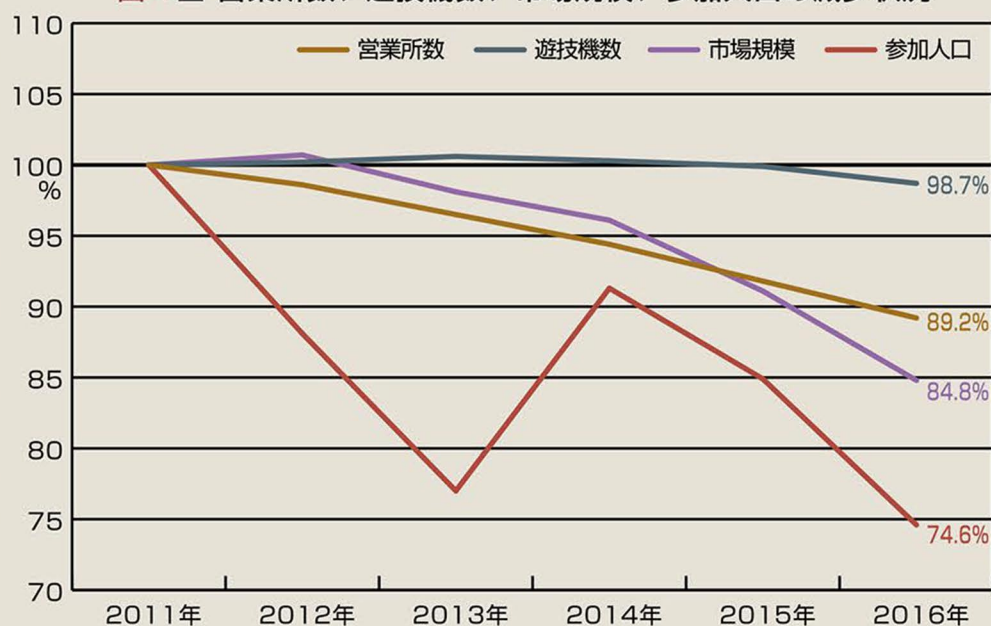
供給に対し、 需要減は明らか

営業所数、遊技台数、参加人口、市場規模の4つのそれぞれの2011年の数値を100%として2016年までの変化をグラフにしたものが、**図4**「営業所数、遊技機数、市場規模、参加人口の減少状況」です。参加人口は2014年に回復を見せたものの2016年には74.6%と、2011年の4分の3にまで減少しています。市場規模も2016年には84.8%にまで落ち込みました。ところが、営業所数は2016年でも89.2%程度ですし、遊技台数は98.7%にとどまっています。

市場規模の縮小に比べて見ると、遊技台数の減少は緩やかです。つまり需要の減少に対して、供給量が上回っている訳です。市場規模が15.2%減なのにも関わらず、遊技台数はわずかに1.3%減です。ですから、遊技台1台当たりの売上は減少していることになります。

規則改正などの 影響も

図4 ■ 営業所数、遊技機数、市場規模、参加人口の減少状況



さらに、今後は風適法施行規則等の改正などの影響が強まってくると見られています。入れ替えに伴って旧基準機の撤去が進み、遊技機の性能が変化していくでしょう。パチンコ店では遊技機を入れ替えるだけで集客することが難しくなっています。大型店だという

消費しているのです。貸玉料金のべ使用金額ですから、お客様に戻っている賞品も増えているのでしようが、パチンコ市場を支えているお客様の負担が増えている訳です。この負担増がパチンコ・パチスロ離れを招く危険性は大きいのではないのでしょうか。

理由だけでお客様への支持を得られるわけでもありません。従来踏襲型の営業では立ち行かなくなることが予想されます。

図4を見直すと、参加人口の大幅な減少に対して、市場規模の減少はそれほどでもありません。これは、参加者1人当たりのべ使用金額が増加していることを意味しています。2016年の参加者は、2011年当時より多くの金額をパチンコ店で

新規客の獲得か？ 縮小均衡か？

既存のお客様の負担を増やさずに市場規模を拡大するには、新たなお客様を獲得することが必要になります。また、既存のお客様の負担は同じであつたとしても、店舗の支出を減らすことができれば、利益を増やすことも可能ですが、これにはサービスなど難しい面があります。こうした様々な環境が変化していく時期には、自店がどのような状況にあるのか改めて見直すことが重要でしょう。自店に足を運んでくれるのはどんな方なのか。新たなお客様を開拓していく余地があるのか、商圈を拡げていく新たな手段はないのか。現状の支出に切り詰められる部分はないのか。点検すべき要素は多々あります。

参加人口、市場規模の減少に伴って、これからもパチンコ店の淘汰は進むことになることでしょう。基礎データや自店の実態を様々な比較検討することで、乗り越えるべき課題・突破口が見つかるのではないのでしょうか。

KiK NEWS お知らせ



編集後記

館が美味しいと評判のドラ焼き店。昼に夕に立ち寄ることが多かったが、館作りに精出していたメガネの女性店員の姿を見かけなくなった。聞いてみると、退職したのだという。

ドラ焼きの引継ぎ 「その日に食べる。おいしさの秘訣は新鮮な館」と、厳冬の朝も店の奥で働く姿を目撃していたので、なんだか残念だ。「父はお客さんと同じくらいの年齢ですが、甘いものが大好きなんです」「売れ残ってしまったドラ焼きは、私の夕食なんです」会話もよくなりました。

次の人が作る館の味はどうか、買ってきた桜餅を食べると、やはりうまい。ちゃんと味の引継ぎが出来ていた。

(M)

先月号、今月号と計報が続いた。沖縄県の翁長希羽ちゃんがお母さんの故郷・熊本で亡くなり、今度は福島県の中川西祐綺ちゃんが大阪の病院で逝ってしまった。

希羽ちゃん3歳9か月、祐綺ちゃん2歳1か月。短い生涯だった。心臓疾患に苦しむ、多くの人の支援で米国の心臓移植手術に成功、帰国していた。心臓を他人のものに入れ替える大手術だけに拒絶反応や感染症などリスクは常に付きまとう。

ホームページなどに残された輝くばかりの笑顔が胸に刺さる。でも大切なのは助けを求める子供たちがいる限り、遊技業界を含め支援を継続することだと思う。

(T)

京都第1レースの3歳未勝利戦。自分が買った馬はボロ負けしたが、人気が薄にも関わらず圧勝した勝ち馬の走りが尋常ではなかった。勝ち馬はレースで初めて走る馬であり、経験馬相手には厳しいといった内容が競馬新聞には書かれていた。また調教も良い内容ではなかった。にもかかわらず圧勝。

レース後に勝ち馬がアメリカ三冠レースに登録している。競馬新聞の内容であつたことがわかった。勝利後の調教師の談話も「米三冠に登録しており前哨戦はオーナーと相談する」といったことが書かれていた。なぜ「米三冠登録」を新聞は書いてくれなかったのか？ 記者は知ってて儲かったんじゃないか？ と思ってしまう。

(H)

立入検査の種類

「機構の検査員が来たので確認したいのですが」。機構事務局に電話が入る。でもその日その地域では機構の検査は予定されていない。「機構の検査ではありません。多分、組合などの検査だと思いますので確認してみてください」。こんなやり取りがしばしばある。

誓約書との関連で説明してみたい。

誓約書は4種類ある。

- ① 全日遊連傘下の各都府県方面遊技業協同組合に所属している法人用
- ② 同個人用
- ③ 組合に所属していない非組合員ホールの法人用
- ④ 同個人用

①②が、遊技産業健全化推進機構、全日遊連、各都府県方面遊協の3団体と、③④は遊技産業健全化推進機構のみとの誓約になる。

だから組合員ホールの場合は、誓約書にサインすれば、機構、全日遊連、各都府県方面遊協の3つの団体の検査を受け入れるという約束をしたことになる。

もちろん、こうした民間の取り組みとは別に行政当局の立入検査があることは言うまでもない。

所轄署の検査を含め、①②では計4種類の検査、③④では2種類の検査を受け入れることになる。

ホール責任者の方々は、立入検査の際にはどこの検査かを確認の上、それぞれの組織に問い合わせをして下さるようお願い致します。

機構事務局の電話番号

電話番号 **03-3518-2062**

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第 三 者 機 関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry